

平成23年第2回定例会 社会委員長報告（H23 予算議案）

平成23年3月16日

14番 花岡健一郎です。

社会委員会に審査付託された議案について、3月8日、9日の2日間にわたり委員会を開催し、それぞれ慎重に審査を行いましたので、委員からの質疑・意見を中心に、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第22号「平成23年度岡谷市一般会計予算」中、社会委員会に審査付託された部分について、審査の主な点をご報告いたします。

はじめに、現在の「福祉環境部」は、平成23年度の組織改正によって、「市民生活課」「環境課」及び、今の健康推進課内にある国保医療担当から新設される「医療保険課」の3課・46名体制で構成する「市民環境部」と、「社会福祉課」「介護福祉課」「健康推進課」及び、教育委員会から移る「子ども課」の4課・177名体制で構成される『健康福祉部』の2部に編成されるとのことでした。

それでは各款ごとに、付託事項を踏まえ、審査の内容をご報告いたします。歳出から申し上げます。

2款 総務費について。

本会議から付託されました「消費者生活相談における具体的な内容」については、平成21年度、長野県内5箇所（長野・松本・岡谷支所・飯田・上田）の消費生活センターに1万6千326件の相談があり、そのうち諏訪地域関連で県松本消費生活センター岡谷支所へ寄せられたものは1,067件で、「通信販売」の308件をはじめ、「訪問販売」「マルチ商法」などへの相談が多く寄せられた。

また、市の消費生活相談には、97件の相談があった。主なものとして「通信販売（31件）」、「訪問販売（17件）」等の相談があったが、ここ数年は、同様傾向にあるとのことでした。

関連して、「相談に対する解決に向けて」の質疑がされ、行政は仲介するが、本人による手続きがないと解決できず、行政にはそこまでの権限はないとのことでした。

次に、同じく、本会議から付託されました「消費者被害防止のための実効性のある方策」については、直ちに成果に繋げることは難しいと考えているが、平成22年度に各戸へ配布した「玄関先用の悪徳商法撃退ステッカー」の貼り付けや、新年度 実施予定の「各区用の回覧板作成」「高齢者等を対象とした出前講座」などによる 啓発活動や相談窓口を地道に継続し、関係機関との連携・研究をしながら取り組みたいとのことでした。

3款 民生費について。

「福祉タクシーの利用」について、利用対象年齢以外の方が現在11名いる。真に困っている方には、申請により地区民生委員から意見をいただきながら 実態把握をし、個々に対応しているとのことでした。

次に、「要介護認定者の利用率」について、平成21年度における要介護認定者全件の加重平均では、諏訪広域連合の利用率が、46.9パーセントとなっている中で、岡谷市の利用率は42パーセントと、やや低いものになっている。理由として、前期高齢者が多く 利用に至っていないことや、認定されても結果として使わない方がいるなどが考えられるとのことでした。

委員より、サービスを受けたくても経済的に余裕がなく、生活の改善が出来ない方が無いように対応されたいとの意見がありました。

次に、「特別養護老人ホーム待機者」については、高齢化率や要介護認定者の増加によって希望者が更に増加する傾向にあるが、事業所の開設条件は厳しく、また、介護に従事する人材確保も難しいため整備が追いつかない部分もある。また、サービスのあり方や施設を増やすことは、給付費や介護保険料の増加にも繋がるものでもあり、介護保険全体のことを踏まえながら特養等の施設整備を考えていきたいとのことでした。

次に、「生活保護相談に対するケースワーカー」について、岡谷市では2名体制で平成23年2月末現在、169世帯、217名を受け持っている。保護法は最低生活費の保障とともに、自立の助長が大きな目的であり、自立に向け 一緒になって 取り組みたいとのことでした。

委員より、働きたくても働く所がないことも現実であり、今後も相談に乗ってほしいとの意見がありました。

4款 衛生費について。

本会議から付託されました「ごみの減少等に伴う予算とのわかりやすい相関関係」について、予算では、「経費の削減に繋がるごみ減量部分」や「資源化に伴い経費増となる部分」とともに「施設を安全で適正に運転するための計画的経費」や「最終処分場の下水道接続工事」など、「ごみ減量」に関連しない部分も含まれており、明確に示すことは困難であるが、学習会やホームページを通じ、市民の減量努力が経費削減に繋がっていることを周知したいとのことであります。

次に、「歳入」及び「第1表歳入歳出予算」「第3表地方債」の担当部分については、特段質疑等ありませんでした。

次に、意見についてご報告いたします。

まず、乳幼児等医療費の中学3年までの拡大は喜ばしいことであり、また、命と健康に係わる国民健康保険事業へ新たに1億円を繰り出すなど、評価する部分もあるが、国保加入者に新たな負担増を強いる不十分なものであると指摘せざるを得ない。また、病院会計への繰り出しの中には、新病院建設に対する基本設計分も含まれており、今まで以上に市民負担が大きくなるとともに、ほかの福祉に回る予算が引き下げられていくことも十分考えられるため本案に反対するとの意見がありました。

一方、大変厳しい財政状況のもとで、平成23年度は、全体的にも積極型の予算であり、社会委員会担当部分も非常にきめ細かな配慮で予算編成されていることが十分伺えるものである。

新規のマンパワーも含め、福祉事業を充実していくための予算となっていることや、いままでも一般会計からの繰出しの必要性を主張する中で、満額ではなくても国保会計へ1億円を負担することに対しての評価、及び、これから市民病院を建設するための足がかりとなる設計部分への予算化は、市民の願望であり、ここで実施すべきことであって、本予算は市民生活に必要なものが揃っているものである。

今後、この予算を適切に執行し、より岡谷市の発展につなげてもらえることを要望して本予算に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、議案第22号中、社会委員会担当部分については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「平成23年度岡谷市国民健康保険事業特別会計予算」について、

審査の主な点をご報告いたします。

はじめに、本会議からの「保険給付費の見込みと傾向と原因」についての付託事項では、原因を特定することは困難であるが、所得減に伴う加入者負担限度額の区分が変更となつて、保険者負担が増えたことや、旧総合病院（岡谷病院・日赤等）の外来診療分が、診療科ごとの請求から病院ごとの合算請求となったことで、高額に該当するケースが増えたことなども、一因として推測できる。医療費が年度ごとに異なる中で、動向を見極める必要もあり、平成23年度の療養給付費及び療養費については、平成22年度決算見込みとほぼ同額に見込んで計上したとのことでした。

次に、同じく、本会議からの「不況下での各種負担増と国保加入者の生活実態」及び、「国保納税者の収入・生活実態から見た国保税増額の妥当性」に関する付託事項については、平成20年秋からの経済不況下において2年間、暫定税率を適用し国保税軽減を図るとともに、平成22年度からは低所得者層への7割・5割・2割軽減の実施や、非自発的失業者に対する軽減措置を講じてきた。また、生活保護に準じる一加入世帯に対し、6ヶ月の入院・外来診療について一部負担金の減免も実施した。平成23年度は基金の全額取り崩しや、財政支援として一般会計から1億円の暫定的繰り入れを行いながらも、暫定税率での減税に限界が来たことから税率を本則に戻し、被保険者への負担をお願いすることとした。

なお、国保に関する動向がある程度見えてくる平成23年秋以降に、安定的な運営に向けて、じっくりと状況の把握をしながら対策を講じていきたいとのことでした。

次に、同じく、本会議からの「被保険者資格証明書、短期被保険者証発行による市の取り組み方」に関する付託事項について、資格証明書対象者は、度重なる納税相談への呼びかけに応じない方に限ってのものであり、納税相談の機会を作るための一つの方法であると考えているとのことでした。

関連して、委員より、「悪質滞納者」について、悪質の捉え方は額によることなく、担税能力に照らしてお願いしたいし、併せて、短期被保険者証が誰でも6ヶ月間である点については、評価するとともに今後も続けられたいとの意見がありました。

次に、本会議からの付託事項以外で出されました質疑の主な点をご報告いたします。

「国保の広域化と今後のあり方」について、広域化することは良いが、財政的な裏付けとして国などが何とかしないとメリットはあまりないと思っている。また、保険税が値上げされるかどうかについては、広域化された時にどのような保険税の算定基礎とするかによって変わってくる部分もある。

また、法定外繰り入れや繰り上げ充用、或いは累積赤字を抱えるところは、段階的に縮小するようにとの国の考えもあり、県内他市とも情報交換をしながら今後に向けて検討したいとのことでした。

委員より、自分の健康は自分で守るという意識を徹底できるような施策の検討もされたいとの要望がありました。

次に、意見についてご報告いたします。

まず、一般会計からの繰り入れや基金をゼロとした国保税の負担圧縮については、その英断を評価し感謝するものであるが、一般会計から更に3千500万円を繰り入れるべきである。市が予想する以上に国保加入世帯の所得が落ち込む中、新たな負担を強いるものであり、本予算には反対するとの意見がありました。

一方、一般会計からの繰り入れについて、ルール外の暫定として、1億円が適用されたことや、暫定税率を本則税率に戻したことはやむを得ないものとする。厳しい中で一定の予算が組めたことを評価するとともに、予算編成に当たって苦心されたことに敬意を表し賛成する。

また、ゼロになった基金を、今後も継続して積み立てていくことを要望して本案に賛成する。

また、一般財源による投入を毎回申し上げてきた中で、平成23年度は、一般財源1億円が投入されることを評価し、市の今後の取り組み方に注目し、本予算に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「平成23年度岡谷市霊園事業 特別会計予算」、議案第28号「平成23年度岡谷市訪問看護事業特別会計予算」については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「平成23年度岡谷市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、

主な意見をご報告いたします。

まず、後期高齢者医療保険については、当初から差別医療制度として反対する立場にあり、現在も続いていることを残念に思いながら、本予算に反対する。

一方、いろいろな問題点や課題もあるが、現行に沿った本案に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「平成23年度岡谷市病院事業会計予算」について、審査の主な点をご報告いたします。

平成23年度は、病院事業にとって非常に大切な年度であり、これまで「思いやり」を基本理念とする職員の意識改革に取り組むとともに、救急・医療安全・地域連携を柱に病院運営を進めてきた。

基本理念の浸透に手ごたえを感じつつ、経営的にも、当初より改善が図れる見込みとなってきた中で、全市を挙げて新病院建設を進めていく上で、黒字を計上するという病院の強い思いを予算として示すとともに、将来に向けた着実な歩みを進めていきたい。

また、職員数は、予算定数上で、医師33名、看護師239名、医療技術者80名、事務及び技術員50名の前年度比15名減となる、402名体制になるとのことでした。

はじめに、本会議から付託されました「医師確保の見込みと状況」については、非常に厳しい状況の中で、関連大学との関係づくりを基本に 転職の斡旋業者や ホームページを通じた情報発信を行うなど、精一杯取り組んでいる。今後も引き続き、市と協力し、取り組んでいきたい。

国でも、10年後に向けた政策として、国立大学を含め医学部の定員を少しずつ増やしてきている。また、国や県で医師の配分をすることは出来ない中で、地方大学でも、地域枠を設けた 地元医学生を増やしてきているところであるとのことでした。

関連して、「新病院建設との関係」について質疑がされ、新病院を建設することで、一番には、患者の療養環境が非常に改善されることが挙げられ、そのことが医師に「希望」や「やりがい」を与える。医師の勧誘においても、大きなプラス材料になるとともに、新病院づくりに携わることが、医師のモチベーションを保ち、高めていくための要素として 大きな部分である。

なお、新病院は、医師の増員を予定した上で開院するものではなく、現在の医師33名

による計画となっており、基本構想の中では無理のないものになっているとのことでした。

次に、同じく本会議からの「人員削減の考え方」に関する付託事項について、平成22年度当初の職員配置は、二つの病院を集約し、新たな組織・診療体制で病院を運営するにあたって、円滑な病院運営を心がける必要があったため、これに配慮した配置をしてきたが、1年を経過する中で運営状況から、計画的で適正な職員配置に向けた必要人員を確保したものである。また、給与費は、前年度当初予算比較で、約2億1,200万円の減となっているが、予定損益計算書に記載されている平成22年度決算見込み額と比較すると、逆に増額しており、実態に即したもので、現状に対しての医療サービスや患者サービスの質を落とすものではないとのことでした。

関連して、「職員への負担増等について」の質疑がされ、看護師については、個人に対して負担が増えるものではない。むしろ集約によって看護師7:1の体制がとれ、忙しい病棟に人を送れる体制もできたもので、職員に負担がかかるものではないとのことでした。

委員より、黒字を見込まなければならない中で、職員へも民間並みの厳しさを要請し、努力を重ねてもらうことを要望する。また、労働条件と医療サービスの両方の充実に向けて、適正に職員を配置していくことが一番理想であり、是非要望したいとの意見がありました。

次に、本会議からの付託事項以外で出されました質疑の主な点をご報告いたします。

「新病院建設に対する経営見通し」については、新しい病院を建てれば療養環境が良くなり、患者数や医師確保が出来ているという事例もあるが、建設計画においては、現状の中での病院運営をし、また、新病院を建設しても、資金的に一定のものを確保できる見通しを立ててのものである。これからも状況の変化に対応しながら必要な説明をしたい。また、医師をはじめ病院職員が努力した結果として、予算上で見込むよりも良くなった数字というものが示せればと思い、努力しているとのことでした。

次に、「経営形態」については、この地域でどのような病院を目指すのか、健全化をベースに慎重に考え、適正な判断をしていかなければならない。現在の全部適用方式では、限界と言う部分もあるが、やれる範囲もかなりあると考えており、市も管理者とともに病院事業を考えていきたい。

また、企業会計として経営努力をしてもらう中で、どうにもならないという部分に対し

では、市民病院として不採算医療を背負っていかなくてはならず、基本的な考えを持って開設者として市民のための市民の病院をきちんとした形で維持していく姿勢であるとのことでした。

次に、「病院建設に伴う一般会計からの負担増」では、元利償還金部分への繰り入れについて、10年くらい先を見越し、現在のルールに基づいて算定しているが、交付税総額の中では、さほど大きなものではなく、病院建設によって大きく増加するものではない。

交付税算入によるルールと、市と病院のやりとりの中での元利償還に対する考え方の部分として、両者が話をしてきているものであるが、市の一般会計を無理させるものではないとのことでした。

次に、「基本設計」については、病院としての機能をどう考えるか、「病床構成」や「病棟」或いは「外来等の配置」に対する考え方を細かくつめていくもので、基本構想を踏まえて更につめるべきところをつめ、病院の全体像を明らかにしていくものである。議会への報告方法については、まだ具体的な詰めがされておらず、どのタイミングとしていくか示せないがご理解いただきたいとのことでした。

次に、「緩和病棟への考え方」については、緩和ケアに対する地域のニーズや緩和ケアへの連携がどんどん変わってきている中で、患者に対して、この地域で適正な治療ができるかということが重要であるとのことでした。

次に、意見についてご報告いたします。

大きな問題である医師確保については、病院関係者の努力に敬意を表し感謝するところであるが、新病院建設の基本設計委託費用が盛り込まれており、現在諸手を挙げて賛成する立場ではなく、また市税に対する落ち込みがある中での繰り入れであり、福祉・医療への切り下げも懸念される。病院改革プラン3年目での黒字を求められたための予算とも考えられるものであることから、反対するとの意見がありました。

一方、老朽化した現病院に変わる医療環境が整った新病院の建設は、市民が切望するものであり、施設集約を果たし、更に新病院建設に向けてスタートを切る初年度として、きわめて注目される年である。

本予算案は、新病院建設基本構想スケジュールに沿って必要な経費が計上されていると

ともに、病院関係者の努力が、最初の一步を造ったものであり、この流れを続けていかなければならない。

次へのステップに進まれること、また、継続的に良い医師の確保に努力されること、また、市民の命と健康を守る、歴史的事業に参画している使命感を持ち、頑張ってくださいことを要望して賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。